

令和３年度第３回 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会 会議要旨

１ 開催日時 令和３年８月３０日（月）１８時００分～１８時５０分

２ 開催場所 広島市役所本庁舎１４階 第７会議室

３ 出席者

（１）委員

秋山委員長、板本委員、佐々木委員、藤本委員、山本委員

（２）臨時委員

辻委員

（３）事務局

保健医療担当局長、市立病院担当部長、市立病院担当課長

４ 議 事

- （１）令和２年度の地方独立行政法人広島市立病院機構の業務実績に係る市長による評価案の修正について
- （２）地方独立行政法人広島市立病院機構の第３期中期目標の策定について

５ 公開・非公開の別

公開

６ 傍 聴 者

なし

７ 会議資料

資料１ 令和２年度の地方独立行政法人広島市立病院機構の業務実績に係る市長による評価案の修正について

資料２ 地方独立行政法人広島市立病院機構の第３期中期目標の策定について

資料３ 地方独立行政法人広島市立病院機構の第２期中期目標と第３期中期目標（素案）の比較

参考資料１ 地方独立行政法人広島市立病院機構の第２期中期目標期間中の業務実績に係る評価結果（大項目）

参考資料２ 地方独立行政法人広島市立病院機構中期目標（第２期）

参考資料３ 地方独立行政法人広島市立病院機構第２期中期計画

８ 会議要旨

- （１）令和２年度の地方独立行政法人広島市立病院機構の業務実績に係る市長による評価案の修正について

ア 説明

- ・ 事務局（市立病院担当課長）が、**資料１**により説明。

イ 質疑・意見交換

なし

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構の第3期中期目標の策定について

ア 説明

- ・ 事務局（市立病院担当課長）が、資料2、資料3により説明。

イ 質疑・意見交換

[委員]

- ・ 基本的なことになるが、目標というのはあるべき姿で、計画というのはそれを達成するための方策と考えてよいか。

[事務局（市立病院担当課長）]

- ・ はい。中期目標については市長が作成するもので、この目標を病院機構のほうに指示し、病院機構が目標を達成するための計画を策定することになる。

[委員]

- ・ 市長が決めたことに修正していいのか。

[事務局（市立病院担当課長）]

- ・ 今回は素案という形でお示しして、評価委員会のご意見を伺って修正を加えていくという形になる。

[委員]

- ・ 計画の素案が早々に出てくるということですね。

[事務局（市立病院担当課長）]

- ・ 目標が正式に決まる12月議会の議決を待っていると中期計画がなかなかご議論いただけないので、11月ぐらいには病院機構から中期計画案を出してもらい、議論をさせていただければと思う。

[委員]

- ・ 中期目標と中期計画の一定期間が同じ期間だと思うが、第2期から引き続いて同じ4年間にされている。法律上は3年から5年であるが、4年間を採用されている理由を教えてください。

[事務局（市立病院担当課長）]

- ・ 地方独立行政法人法では委員のおっしゃるとおり、3年から5年となっている。ただ、病院機構の理事長の任期が4年間であり、中期目標や中期計画の責任を持つ立場である理事長の任期期間に合わせて4年間としている。

[委員]

- ・ 今回理事長が交代された。

[事務局（市立病院担当課長）]

- ・ 今回ちょっとイレギュラーな形にはなるが、前理事長が6月末に退任されたが、令和2年の業務実績の報告書並びに第2期中期目標期間の見込評価の報告書をまとめた上で、退任された。次期中期目標、中期計画については、新しい竹内理事長の下で定めることがよいだろうということでこの時期になったと聞いている。

[事務局（市立病院担当部長）]

- ・ 少し補足させていただくと、今回交代した竹内理事長と影本副理事長については、一旦は今年度末までの任期となっている。従って、来年4月から新たな中期目標期間と役員の任期は同じ期間になる。

[委員]

- ・ 4年間ということなので途中でいろんなことが起こってくるだろうと思うが、当面は、この中期目標というのは、当面1年2年ぐらいの間というイメージの持ち方でいいか。途中で修正をしていくのか。4年間のトータルと言われても、ちょっと思いつかない。

[事務局（市立病院担当課長）]

- ・ 基本的にはですね4年間というふうに考えているが、中期目標素案の5ページの「第5その他業務運営に関する重要事項」で、前回も記載があったが、「法人の経営環境等への変化への対応」ということで「患者動向や医療ニーズなどの変化により、新たな対応が必要となった場合には、本市において必要な見直しを行う」ということはあり、状況が変われば中期目標、中期計画期間の途中での変更ということはありません。

[委員]

- ・ 今の5ページのところの1番目のところに「地域連携推進法人の活用など更なる連携の在り方について研究すること」というふうにあるが、どういう内容か。

[事務局（市立病院担当課長）]

- ・ 地域連携推進法人というのは、複数の医療機関が参画し、都道府県知事の許可を多く受けて一般公益社団法人を設立し、療機関相互の機能分担や業務の連携を推進することによって、競争よりも協調を進め、地域において質が高く、効率的な医療連携体制の確保を可能にする、新しい法人の認定制度でございます。
- ・ 具体的に何をするかというと参画した医療機関間で診療科や病床の再編であるとか、医師等の共同研修であるとか医薬品等の共同購入とかということをやって効率的な医療提供を行うというもので、広島県内では三次とか庄原の中心にした備北メディカルネットワークが設立されている。
- ・ 広島市も中山間地域は広いので、病院機構がこれから持続的長期的に経営を行っていくためには、こういった手法も研究していかないといけないだろうということで今回記載している。

〔委員〕

- ・ 是非積極的にやっていただきたい。病床の再編なども含めて、北部の大きな医療という考え方になると、こういう法人があると非常にありがたいなと個人的には思う。しっかり研究してもらいたい。

(3) 意見送付シートの説明

〔事務局（市立病院担当課長）〕

- ・ 第3期中期目標についてご意見をいただきたい、提出はこのシートにご記入いただきFAX等で9月6日までにお送りいただきたい。いただいた意見を基に次回の会議でご審議いただく第3期中期目標案を作成するよう考えている。

(4) 事務連絡

〔事務局（市立病院担当課長）〕

- ・ 次回、第4回の評価委員会は9月10日金曜日の18時00分からこの会場で開催する。今回は、いただいた意見を基に修正した第3期中期目標案について御審議いただきたいと考えている。